

小野路球場及び小野路グラウンド
ネーミングライツスポンサー企業募集要項

1 ネーミングライツ事業実施の目的

公園内の施設に愛称を命名する権利（ネーミングライツ）の対価として得られる命名権料を財源として活用し、公園の管理運営やサービス向上に寄与するとともに、愛称命名による公園施設のPRや知名度向上を図るため、公園内の施設に愛称を命名する企業（スポンサー企業）を募集します。

2 対象施設

(1) 対象施設

小野路球場 及び 小野路グラウンド

(※対象2施設併せてスポンサー企業を募集し、2施設で1件の契約とします。)

- ・所在地 東京都町田市小野路町 2023 番地 1（小野路公園内）
- ・施設ホームページ <http://www.onojikouen.com/>
- ・指定管理者 スポーツパークパートナーズまちだ(2028 年度末まで、以降未定)

(2) 対象施設の概要

ア 小野路球場

施設規模	利用面積 9,280 m ² （センター120m・両翼 93.5m）天然芝
施設構成	利用種目：硬式野球、軟式野球、ソフトボール 観客席 1,999 席、夜間照明設備、電光得点表示板、本部室、審判室、記者室、医務室、放送室 ほか
利用状況	・年間利用者数 92,748 人（2024 年度） ・大会利用 高校野球大会、大学野球大会、少年野球大会など
施設の特徴	・市内で唯一、硬式球が利用できる野球場です。 ・甲子園「西東京地区予選」大会、春季・秋季東京都高等学校野球大会の開催施設であり、市内外から多くの方が観戦に訪れます。

イ 小野路グラウンド

施設規模	8,450 m ² （65m×130m）人工芝
施設構成	利用種目：サッカー、ラグロス 観客席 100 席、夜間照明設備

利用状況	・年間利用者数 130,695 人（2024 年度） ・大会利用 町田市の各種競技協会（サッカー・ラグビー等）の大会など ・スポーツ教室（指定管理者主催） 年間約 20 回
施設の特徴	・ホームタウンチームである F C 町田ゼルビアのアカデミー（ユースチーム）の練習会場として利用されています。 ・市民や近隣大学の部活動の練習で利用されることの多い施設です。

3 募集概要

（1）命名権料 年額 350 万円以上

- ・対象 2 施設合計の命名権料として、350 万円以上・万円単位でご提案ください。消費税及び地方消費税は別途かかります。
- ・命名権料は、毎年度 4 月に年額をお支払いいただきます。詳細は協議のうえ決定します。
- ・愛称使用に伴う看板設置等の費用は、別途スポンサー企業の負担になります。

（2）命名期間 3 年間以上

- ・命名期間を、3 年間以上・年単位でご提案ください。
- ・命名（愛称使用）開始日は、2026 年 4 月 1 日を予定しています。
- ・準備期間等を考慮し、契約締結日は協議のうえ決定します。

（3）命名できる愛称

- ・愛称には、企業名または企業の商品・ブランド名を含むことができます。
- ・公共施設にふさわしく、わかりやすく呼びやすい愛称としてください。また、下表のとおり地名及び施設の種類がわかる単語を入れてください。

対象施設	地名（ひらがなも可）	施設の種類がわかる単語
小野路球場	小野路	球場、スタジアム など
小野路グラウンド	小野路	グラウンド、フィールド など

- ・町田市有料広告掲載取扱要綱第 3 に規定されている広告の範囲（別表 1）及び町田市広告掲載基準第 4 条に規定されている掲載基準（別表 2）に該当する愛称は命名できません。
- ・応募時にご提案いただいた愛称案をもとに審査を行いますが、スポンサー企業候補者決定後、愛称の決定に際しては市との協議が必要となります。
- ・町田市立公園条例で定める施設の正式名称を改正するものではありません。
- ・市は、愛称が一般的な呼称として積極的に使用されるよう努めます。ただし、必要に応じて正式名称を使用する場合があります。

4 スポンサー企業の特典

(1) 命名された愛称の公表と使用

ネーミングライツスポンサー企業の決定後、事業者名、施設の愛称、命名権料等について公表します。命名された愛称は、一般的な呼称として積極的に使用します。

(2) 看板等での愛称使用

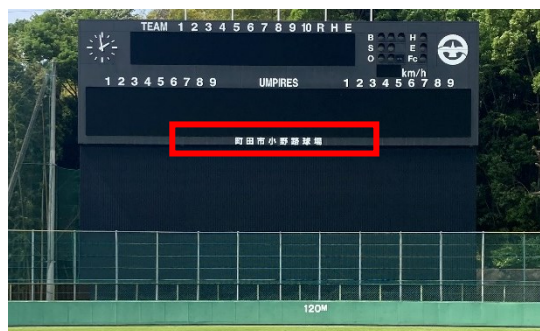
- ・施設敷地内及び周辺の看板、小野路公園前に設置された町田市案内図等の表示に、愛称を使用できます。
- ・次の写真で示す既設看板（4箇所）について、愛称による表示に変更してください。その他の看板等についても、原則として愛称による表示に変更してください。

<変更する既設看板の設置場所>

① 球場入口付近（球場名の表示）



② 球場内スコアボード下（球場名の表示）



③ グラウンド入口付近

（球場名・グラウンド名の表示）



④ 公園入口付近道路上

（球場名・グラウンド名の表示）



※フォントやデザイン
は市で指定したものと
する

- ・愛称を使用した看板等の新設については、スポンサー企業決定後にスポンサー企業から提案ができます。設置の可否は、協議のうえ市が決定します。
- ・看板等の表示変更や新設には、町田市屋外広告物条例、景観法、町田市屋外広告物ガイドライン等に基づく市との協議が必要です。関係法令等に則り、必要な許

認可を得ていただきます。また、町田市屋外広告物条例の規定による制約があります。

- ・当施設は、指定管理者である公園管理事業者（スポーツパークパートナーズまちだ）が2028年度末まで（以降、未定）管理しています。看板設置等にあたっては、指定管理者との連絡調整をお願いします。
- ・看板等の表示変更・制作・設置、契約終了後の原状回復等に係る手続きや費用等は、スポンサー企業の負担となります。

（３）広報媒体での愛称使用

- ・市や施設指定管理者が管理する媒体（ウェブサイト、広報紙、各種チラシ・パンフレット・マップ等）における表示に、愛称を使用します。
- ・紙媒体については、新たに発行・増刷するものから順次、愛称を使用します。

（４）その他

- ・スポンサー企業から愛称使用に関して提案があった場合は、市で可否を決定します。
- ・愛称使用に必要な手続きや費用等は、スポンサー企業の負担となります。

５ 応募資格

募集の趣旨に賛同してネーミングライツスポンサー企業となることを希望し、かつ町田市広告掲載基準第3条（別表3）に規定する次の各号に該当しない事業者（市内外は問わない）であること。

６ 応募手続き

募集要項等の公表	2025年8月1日（金）
質疑の受付	2025年8月1日（金）～8月8日（金）
質疑の回答	2025年8月15日（金）
応募書類の受付	2025年8月25日（月）～9月5日（金）
スポンサー企業候補者の選定 （広告審査委員会）	2025年9月中旬以降

（１）募集要項等の公表

町田市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

町田市ホームページURL <http://www.city.machida.tokyo.jp>

掲載場所 トップページ＞事業者の方へ＞広告募集

(2) 質疑の受付・回答

ア 受付期間

2025年8月1日（金）から8月8日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「様式1 質問書」に記入のうえ、電子メールで「9 問合せ先」に提出してください。

メール送信時の件名は、「ネーミングライツ質問（事業者名〇〇）」としてください。

ウ 回答方法

回答は全てとりまとめ、2025年8月15日（金）頃に町田市ホームページ（掲載場所は（1）と同じ）に掲載します。質問者への個別回答は行いません。

(3) 応募書類

書類名	部数
町田市有料広告掲載申込書 (町田市有料広告掲載取扱要綱第1号様式)	1部
提案事項（様式2）	8部
登記事項証明書（現在全部事項証明書）	1部
納税証明書等 国税（法人税及び消費税）及び市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税）に未納のないことの証明書（国税は納税証明書その3、市税は完納証明書） ※非課税法人等で納税がない場合には添付不要です。 ただし、非課税であることの文章を作成してください。	1部
決算書等 直近3年間の決算書類（様式任意）	1部
有料広告掲載申込に係る誓約書（様式3）	1部
事業者の概要（事業内容等）を記載した書類 (ホームページ、パンフレット、会社情報等)	1部

- ・応募に必要な経費は、全額応募者の負担とします。
- ・応募書類は返却しません。
- ・書類に不備がある場合や応募資格を満たさない者は、原則として審査対象外となります。

- ・市は、応募書類に関する情報公開請求があった場合には、町田市情報公開条例に基づき、原則として公開します。

(4) 応募の受付

ア 応募期間

2025年8月25日（月）から9月5日（金）午後5時まで（必着）
持参の受付は、平日の午前8時30分～正午・午後1時～5時です。

イ 提出方法

応募に必要な書類一式を、持参または郵送により「9書類提出先」に提出してください。

7 スポンサー企業候補者の選定

(1) 審査方法

市が設置する「ネーミングライツ広告審査委員会」において応募内容を審査のうえ、スポンサー企業候補者を選定します。

(2) 審査基準

評価項目	配点
金額（命名権料・命名期間）	55点
愛称案	20点
附帯提案の内容（命名権料以外の、施設や市の魅力向上・PRにつながる提案等）	15点
地域・社会貢献への取組	10点
合計	100点

- ・決算書等の書類の財務状況から、応募期間中に応募金額が支払い可能と考えられるかの確認ができない場合は、候補者として選定しません。
- ・応募が1者の場合でも、スポンサー企業としての適性を確認するための審査を行います。また、審査で適性が確認できない場合は候補者として選定しません。
- ・広告掲載の申込みが複数ある場合において、審査の結果、同順位のものがあるときは、優先順位を次のとおりとしてスポンサー企業を選定します。
 - ① 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ② 命名権料の提案総額（年額×年数）が高額の者
 - ③ 命名権料の年額が高額の者

(3) 選定結果の通知

スポンサー企業候補者の選定結果は、2025年10月上旬までに全ての応募者に電子メールで通知するとともに、町田市ホームページ（掲載場所は6（1）と同じ）で公表します。

8 スポンサー企業候補者選定後のスケジュール

（1）契約締結（2025年10月～11月頃）

スポンサー企業候補者と市で協議を行い、スポンサー企業として正式決定した場合に、ネーミングライツ契約を締結します。契約締結後、スポンサー企業名、愛称、命名権料、命名期間等を公表します。

（2）愛称使用準備

契約締結後、愛称使用開始（2026年4月1日予定）に向けて、スポンサー企業は看板等に関する協議や準備を行います。市は愛称の周知や印刷物の表示変更準備を行います。

9 書類提出先・問合せ先

町田市都市づくり部公園緑地課公園計画係

〒194-8520 町田市森野2-2-22 町田市庁舎8階（803窓口）

電話：042-724-4397

FAX：050-3161-6269

メール：mcity7630@city.machida.tokyo.jp（ネーミングライツ募集専用）

別表1 町田市有料広告掲載取扱要綱（2022年8月1日施行）から抜粋

第3 広告の掲載基準

掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- （1）広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- （2）公序良俗に反するおそれのある広告
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関する広告
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の利益につながる広告
- （5）政治又は宗教に関する広告
- （6）個人、団体等の意見広告を内容とする広告
- （7）法令の規定に違反するおそれのある広告
- （8）前各号に掲げるもののほか、別に定める基準に基づき、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表2 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）から抜粋

第4条 次の各号に定めるものは、広告掲載対象物等に掲載しない。

- (1) 広告掲載対象物等の公共性又はその品位を損なうおそれのある広告
- (2) 公序良俗に反するおそれのある広告
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる第2条第1項に規定する風俗営業その他これに類する営業に関わる広告
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する掲げる暴力団の利益につながる広告
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項及び第2項に規定する不当な表示をしている商品や役務の広告
- (6) 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法（昭和23年法律第205号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）等に抵触する広告
- (7) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがある広告
- (8) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (9) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれがある広告
- (10) 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (11) 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがある広告
- (12) 宗教団体による布教活動を目的とする広告
- (13) 個人又は団体の意見広告
- (14) 国内世論が大きく分かれている内容に関わる広告
- (15) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス提供に関わる広告
- (16) 法令の規定に違反するおそれのある広告
- (17) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (18) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認める広告

別表 3 町田市広告掲載基準（2022年8月1日施行）から抜粋

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項の規定により風俗営業と規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) たばこの製造・販売に関わる業種(たばこの製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等を除く)
- (4) ギャンブルに関わる業種(公営収益事業に係るものを除く)
- (5) 消費者金融に関わる業種
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業に関わる業種
- (7) 債権の取立て、示談の引受け等に関わる業種
- (8) 占い、運勢判断に関わる業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 町田市で入札参加停止処分を受けている事業者
- (13) 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している事業者
- (14) 町田市暴力団排除条例(平成25年3月29日条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者
- (15) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する事業者
- (16) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手続中である事業者
- (17) 法令に違反している業種及び事業者
- (18) その他広告として掲載することが不適当であると認められる業種及び事業者